

## 福岡県公報

令和 8 年 5 月 15 日  
第 694 号

## 目 次

## 告 示 (第355号 - 第363号)

|                   |                   |   |
|-------------------|-------------------|---|
| ○公金事務の委託に係る告示     | (体育スポーツ健康課) …………… | 1 |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除   | (砂 防 課) ……………     | 1 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 | (砂 防 課) ……………     | 2 |
| ○土砂災害警戒区域の指定      | (砂 防 課) ……………     | 2 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定    | (砂 防 課) ……………     | 2 |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除   | (砂 防 課) ……………     | 3 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 | (砂 防 課) ……………     | 3 |
| ○土砂災害警戒区域の指定      | (砂 防 課) ……………     | 4 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定    | (砂 防 課) ……………     | 4 |

## 公 告

|                  |                   |    |
|------------------|-------------------|----|
| ○競争入札参加者の資格等     | (総務事務厚生課) ……………   | 5  |
| ○一般競争入札の実施       | (総務事務厚生課) ……………   | 7  |
| ○落札者等の公示         | (広 報 課) ……………     | 10 |
| ○県営土地改良事業計画の変更決定 | (農村森林整備課) ……………   | 10 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可  | (農村森林整備課) ……………   | 10 |
| ○土地改良区の役員の退任     | (農村森林整備課) ……………   | 10 |
| ○開発行為に関する工事の完了   | (開発・盛土指導課) ……………  | 11 |
| ○落札者等の公示         | (デジタル戦略推進課) …………… | 11 |

## 告 示

福岡県告示第355号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

## (1) 名称

公益財団法人福岡県スポーツ振興センター

## (2) 住所又は事務所の所在地

福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号

## 2 委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入

スポーツ振興業務における健康体力測定室の使用料

## 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和 8 年 2 月 19 日

## 4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

## 福岡県告示第356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第426号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称 | 指 定 の 区 域                          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|------------------------------------|---------------------|
| 小屋川   | 久留米市田主丸町中尾及び草野町紅桃林（別紙図面1に示す区域のとおり） | 土石流                 |

|        |                              |         |
|--------|------------------------------|---------|
| 善院 - 2 | 久留米市田主丸町地徳（別紙図面 2 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
|--------|------------------------------|---------|

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第357号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年3月福岡県告示第427号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称  | 指 定 の 区 域                            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------|--------------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 小屋川    | 久留米市田主丸町中尾及び草野町紅桃林（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 土石流                 | 別紙図面 1 に記載する表のとおり             |
| 善院 - 2 | 久留米市田主丸町地徳（別紙図面 2 に示す区域のとおり）         | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面 2 に記載する表のとおり             |

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第358号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称       | 指 定 の 区 域                            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|--------------------------------------|---------------------|
| 小屋川 - 1     | 久留米市田主丸町中尾及び草野町紅桃林（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 土石流                 |
| 益生田川右支川 - 1 | 久留米市田主丸町益生田（別紙図面 2 に示す区域のとおり）        | 土石流                 |
| 田主丸町中尾 - 1  | 久留米市田主丸町中尾（別紙図面 3 に示す区域のとおり）         | 急傾斜地の崩壊             |
| 田主丸町竹野 - 1  | 久留米市田主丸町竹野（別紙図面 4 に示す区域のとおり）         | 急傾斜地の崩壊             |
| 善院 - 2      | 久留米市田主丸町地徳（別紙図面 5 に示す区域のとおり）         | 急傾斜地の崩壊             |

備考 別紙図面 1 から 5 までは省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第359号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称       | 指 定 の 区 域                            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------|--------------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 小屋川 - 1     | 久留米市田主丸町中尾及び草野町紅桃林（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 土石流                 | 別紙図面 1 に記載する表のとおり             |
| 益生田川右支川 - 1 | 久留米市田主丸町益生田（別紙図面 2 に示す区域のとおり）        | 土石流                 | 別紙図面 2 に記載する表のとおり             |
| 田主丸町中尾 - 1  | 久留米市田主丸町中尾（別紙図面 3 に示す区域のとおり）         | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面 3 に記載する表のとおり             |

|            |                              |         |                   |
|------------|------------------------------|---------|-------------------|
| 田主丸町竹野 - 1 | 久留米市田主丸町竹野（別紙図面 4 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 4 に記載する表のとおり |
| 善院 - 2     | 久留米市田主丸町地徳（別紙図面 5 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 5 に記載する表のとおり |

備考 別紙図面 1 から 5 までは省略し、その図面は久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第360号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第639号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年5月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称     | 指 定 の 区 域                       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------|---------------------------------|---------------------|
| 大谷川 2 - 1 | 久留米市山本町耳納（別紙図面 1 に示す区域のとおり）     | 土石流                 |
| 星熊谷川      | 久留米市山本町耳納（別紙図面 2 に示す区域のとおり）     | 土石流                 |
| 東川        | 久留米市山本町豊田（別紙図面 3 に示す区域のとおり）     | 土石流                 |
| 山本町耳納 (b) | 久留米市山本町耳納（別紙図面 4 に示す区域のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             |
| 山本町耳納 - 1 | 久留米市山本町耳納及び豊田（別紙図面 5 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 宮園        | 久留米市山本町豊田（別紙図面 6 に示す区域のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             |
| 山本町豊田 - 3 | 久留米市山本町豊田（別紙図面 7 に示す区域のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             |

|           |                             |         |
|-----------|-----------------------------|---------|
| 山本町豊田 - 2 | 久留米市山本町豊田（別紙図面 8 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本町豊田 (b) | 久留米市山本町豊田（別紙図面 9 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳坂 - 1    | 久留米市山本町豊田（別紙図面10に示す区域のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳坂 - 2    | 久留米市山本町豊田（別紙図面11に示す区域のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 |

備考 別紙図面 1 から 11 までは省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第361号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第640号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年5月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称     | 指 定 の 区 域                       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------|---------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 大谷川 2 - 1 | 久留米市山本町耳納（別紙図面 1 に示す区域のとおり）     | 土石流                 | 別紙図面 1 に記載する表のとおり             |
| 星熊谷川      | 久留米市山本町耳納（別紙図面 2 に示す区域のとおり）     | 土石流                 | 別紙図面 2 に記載する表のとおり             |
| 東川        | 久留米市山本町豊田（別紙図面 3 に示す区域のとおり）     | 土石流                 | 別紙図面 3 に記載する表のとおり             |
| 山本町耳納 (b) | 久留米市山本町耳納（別紙図面 4 に示す区域のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面 4 に記載する表のとおり             |
| 山本町耳納 - 1 | 久留米市山本町耳納及び豊田（別紙図面 5 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面 5 に記載する表のとおり             |

|           |                              |         |                    |
|-----------|------------------------------|---------|--------------------|
| 宮園        | 久留米市山本町豊田（別紙図面 6 に示す区域のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 6 に記載する表のとおり  |
| 山本町豊田 - 3 | 久留米市山本町豊田（別紙図面 7 に示す区域のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 7 に記載する表のとおり  |
| 山本町豊田 - 2 | 久留米市山本町豊田（別紙図面 8 に示す区域のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 8 に記載する表のとおり  |
| 山本町豊田 (b) | 久留米市山本町豊田（別紙図面 9 に示す区域のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 9 に記載する表のとおり  |
| 柳坂 - 1    | 久留米市山本町豊田（別紙図面 10 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 10 に記載する表のとおり |
| 柳坂 - 2    | 久留米市山本町豊田（別紙図面 11 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面 11 に記載する表のとおり |

備考 別紙図面 1 から 11 までは省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第362号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称    | 指 定 の 区 域                   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|-----------------------------|---------------------|
| 高椋谷川 - 1 | 久留米市山本町豊田（別紙図面 1 に示す区域のとおり） | 土石流                 |
| 東川 - 1   | 久留米市山本町豊田（別紙図面 2 に示す区域のとおり） | 土石流                 |
| 星熊谷川 - 1 | 久留米市山本町耳納（別紙図面 3 に示す区域のとおり） | 土石流                 |
| 大谷川 - 2  | 久留米市山本町耳納（別紙図面 4 に示す区域のとおり） | 土石流                 |

|            |                                     |         |
|------------|-------------------------------------|---------|
| 久留米城跡 - 1  | 久留米市篠山町（別紙図面 5 に示す区域のとおり）           | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本町豊田 - 2  | 久留米市山本町豊田（別紙図面 6 に示す区域のとおり）         | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本町豊田 - 3  | 久留米市山本町豊田（別紙図面 7 に示す区域のとおり）         | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本町豊田 - 5  | 久留米市山本町豊田（別紙図面 8 に示す区域のとおり）         | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本町豊田 - 6  | 久留米市山本町豊田（別紙図面 9 に示す区域のとおり）         | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本町豊田 - 7  | 久留米市山本町豊田（別紙図面 10 に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本町豊田 - 8  | 久留米市山本町豊田（別紙図面 11 に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本町豊田 - 9  | 久留米市山本町豊田（別紙図面 12 に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本町豊田 - 10 | 久留米市山本町豊田（別紙図面 13 に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 放光寺浄水場 - 1 | 久留米市山本町豊田（別紙図面 14 に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 柳坂 - 1     | 久留米市山本町豊田（別紙図面 15 に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮園 - 1     | 久留米市山本町豊田（別紙図面 16 に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本町耳納 - 1  | 久留米市山本町耳納及び山本町豊田（別紙図面 17 に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本町耳納 - 3  | 久留米市山本町耳納（別紙図面 18 に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本町耳納 - 4  | 久留米市山本町耳納（別紙図面 19 に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 |

備考 別紙図面 1 から 19 までは省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第363号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 区域の名称   | 指 定 の 区 域                  | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------|----------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 高椋谷川－1  | 久留米市山本町豊田（別紙図面1に示す区域のとおり）  | 土石流                 | 別紙図面1に記載する表のとおり               |
| 東川－1    | 久留米市山本町豊田（別紙図面2に示す区域のとおり）  | 土石流                 | 別紙図面2に記載する表のとおり               |
| 星熊谷川－1  | 久留米市山本町耳納（別紙図面3に示す区域のとおり）  | 土石流                 | 別紙図面3に記載する表のとおり               |
| 大谷川－2   | 久留米市山本町耳納（別紙図面4に示す区域のとおり）  | 土石流                 | 別紙図面4に記載する表のとおり               |
| 久留米城跡－1 | 久留米市篠山町（別紙図面5に示す区域のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面5に記載する表のとおり               |
| 山本町豊田－2 | 久留米市山本町豊田（別紙図面6に示す区域のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面6に記載する表のとおり               |
| 山本町豊田－3 | 久留米市山本町豊田（別紙図面7に示す区域のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面7に記載する表のとおり               |
| 山本町豊田－5 | 久留米市山本町豊田（別紙図面8に示す区域のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面8に記載する表のとおり               |
| 山本町豊田－6 | 久留米市山本町豊田（別紙図面9に示す区域のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面9に記載する表のとおり               |
| 山本町豊田－7 | 久留米市山本町豊田（別紙図面10に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面10に記載する表のとおり              |
| 山本町豊田－8 | 久留米市山本町豊田（別紙図面11に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別紙図面11に記載する表のとおり              |

|          |                                   |         |                  |
|----------|-----------------------------------|---------|------------------|
| 山本町豊田－9  | 久留米市山本町豊田（別紙図面12に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面12に記載する表のとおり |
| 山本町豊田－10 | 久留米市山本町豊田（別紙図面13に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面13に記載する表のとおり |
| 放光寺浄水場－1 | 久留米市山本町豊田（別紙図面14に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面14に記載する表のとおり |
| 柳坂－1     | 久留米市山本町豊田（別紙図面15に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面15に記載する表のとおり |
| 宮園－1     | 久留米市山本町豊田（別紙図面16に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面16に記載する表のとおり |
| 山本町耳納－1  | 久留米市山本町耳納及び山本町豊田（別紙図面17に示す区域のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面17に記載する表のとおり |
| 山本町耳納－3  | 久留米市山本町耳納（別紙図面18に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面18に記載する表のとおり |
| 山本町耳納－4  | 久留米市山本町耳納（別紙図面19に示す区域のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別紙図面19に記載する表のとおり |

備考 別紙図面1から19までは省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 公 告

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類  
高周波誘導溶解炉（8備出2）
- 競争入札参加者の資格  
(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
  - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
  - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金

- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形 3 号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和 8 年 6 月 3 日（水曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 9 年 10 月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 9 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札

に付します。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 調達内容

- (1) 調達案件名  
高周波誘導溶解炉（8 備出 2）
- (2) 調達物品及び数量  
高周波誘導溶解炉 一式
- (3) 履行期限  
令和 9 年 3 月 26 日（金曜日）
- (4) 履行場所

福岡県工業技術センター機械電子研究所

### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）に定める資格を得ている者（令和 7 年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 8 年 6 月 25 日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名     | 等級  |
|-----|-----|---------|-----|
| 05  | 01  | 電気器具    | A A |
| 05  | 02  | 電気通信機器  | A A |
| 05  | 04  | 理化学精密機器 | A A |
| 05  | 06  | 計測機器    | A A |
| 05  | 11  | 諸機器     | A A |

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が 1 の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県工業技術センター機械電子研究所に令和 8 年 6 月 11 日（木曜日）17 時 00 分までに提出して承認を受けた者
- 仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先  
福岡県工業技術センター機械電子研究所  
〒807-0831 北九州市八幡西区則松三丁目 6-1  
電話番号 093-691-0260  
F A X 093-691-0252
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

F A X 092-643-3109

- 6 契約条項を示す場所  
5 の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
令和 8 年 5 月 15 日（金曜日）から令和 8 年 6 月 11 日（木曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで 5 の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- 提出場所  
5 の部局とする。
  - 提出期限  
令和 8 年 6 月 25 日（木曜日）11 時 00 分
  - 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- 場所  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
福岡県庁行政棟地下 1 階入札室（行政南棟地下 1 階）
  - 日時  
令和 8 年 6 月 26 日（金曜日）10 時 00 分
- 11 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全て

が立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

### (2) 契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達

しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

High-frequency induction melting furnace

- (2) Delivery period : By March 26, 2027
- (3) Delivery place : Mechanics & Electronics Research Institute, 3 - 6 - 1 norimatsu, yahatanishi-ku, Kitakyushu City 807 - 0831, Japan  
Tel 093 - 691 - 0260
- (4) Time Limit for Tender : 11 : 00 A. M. on June 25, 2026
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office  
7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan  
Tel 092 - 643 - 3092

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称  
各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称  
福岡県政策企画部広報課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 8 年 4 月 17 日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名  
福博総合印刷株式会社
- (2) 住所  
福岡市博多区堅粕三丁目 16 番 14 号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

80,270,834円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公示日

令和 8 年 3 月 6 日

### 公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類                      | 縦覧期間                                   | 縦覧場所  |
|-------------------------------|----------------------------------------|-------|
| 県営浦地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し | 令和 8 年 5 月 15 日から<br>令和 8 年 6 月 12 日まで | 糸島市役所 |

### 公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 土地改良区名   | 認可年月日           |
|----------|-----------------|
| 筑後川土地改良区 | 令和 8 年 4 月 28 日 |

### 公告

行橋市御清水池土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 19 項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏 名   | 住 所           |
|-------|---------------|
| 廣瀬 茂  | 行橋市大字草野210- 1 |
| 野田 正義 | 行橋市大字福丸723    |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字常松371番 1 及び371番 8 から371番33まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市北区梅田一丁目13番 1 号大阪梅田ツインタワーズ・サウス15階

株式会社アイ工務店

代表取締役 坂井 達也

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 5 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県電子調達システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県政策企画部デジタル戦略推進課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 8 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社東芝九州支社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目 4 番 1 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

41,289,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)及び(c)(i)に該当